

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部を改正する訓令について

1 改正の趣旨

平成24年4月1日に施行された職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）の一部改正に伴い、及び事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号。以下「訓令」という。）附則第4項の規定に基づく検討を踏まえ、訓令について所要の改正を行ったもの。

2 改正の概要

- （1）防衛省専門職員採用試験受験資格に係る規定の改正（別表第3（第9条関係）関係）

防衛省専門職員採用試験の受験資格の一つとして、「職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の専門課程を卒業した者及び試験年度の3月までに卒業見込みの者」が規定されているところ。平成24年4月1日に職業能力開発促進法施行規則の一部が改正されたことに伴い、職業能力開発総合大学校の「専門課程」の名称が「特定専門課程」に変更されたことを受け、同表の「専門課程」を「特定専門課程」に改めたもの。

- （2）附則第4項の規定に基づく検討を踏まえた改正

当該訓令は、新たな試験制度（以下「新国家公務員採用試験」）の導入に伴い、既存の採用試験訓令を全部改正して制定されるところ。全部改正の段階では、必要な改正内容を網羅的に判断することが困難との判断により、平成24年度の新国家公務員採用試験合格者採用のために最低限必要な規定のみを定めるところとし、附則第4項を置いて、改めて必要となる規定について検討してきたところ。

- 新国家公務員採用試験の実施に関しては、人事院が担当しているため、当省で特段の規定を定める必要はない、
- 採用に至るまでの所要の手続きについて、内部部局と他機関との関係を

訓令上明確にする必要がある、
との結論を得たことから、以下①から④のとおり訓令を改めることとした。

① 面接の実施（第3条及び第4条関係）（意見公募対象部分：下線部分）

一般職の職員の採用に係る面接については、人事院規則8－12（職員の任免）による面接の規定により実施しているところ、訓令に面接に係る規定が存在しないことから、今般新たに設けることとする。

また、防衛省専門職員採用試験については、一般職の職員と同様、面接の実施に係る規定がないことから、今般新たに設けた。

② 採用予定者数の算定（新設）

新たな試験制度導入後は、施設等機関、特別の機関（防衛会議を除く。）及び地方支分部局（以下「施設等機関等」という。）において新国家公務員採用試験から採用することを予定しており、各施設等機関等の採用予定者数を大臣官房秘書課において把握し取り纏める必要があることから、採用予定者数の算定事務に関する規定を新たに設けた。

③ 採用結果の通知（新設）

任命権者が採用を行った場合において、採用予定者数に沿った採用が行われているか否かを確認するため、その結果を大臣官房長に通知する規定を設けた。

④ 国家公務員採用試験に対する協力（新設）

当省においては、国家公務員採用試験からの採用は国家Ⅰ種試験からのみであり、当該試験に対して特段の協力は行っていなかったが、新たな試験制度導入に伴い、人事院が対応する受験生の人数が増加することとなることから、当該試験の実施に関する人的支援として、内部部局及び各施設等機関等から第1次試験及び第2次試験に試験官の派遣が必要になったため、新国家公務員採用試験に対する協力に関する規定を新たに設けた。

3 改正日

平成26年3月26日